

定款変更の認可申請

定款は、組合の運営において、組合の組織、事業などについての基本的な内部規律を定めたものです。したがって、定款の設定及び改廃(変更、廃止)には、総会の特別議決(総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決)とすることを要し、かつ所管行政庁の認可が必要になります。

このため、定款の変更については、中央会と十分な打ち合わせをしておくことが、認可を早く得るための最善の策です。また、所管行政庁との事前協議が必要な場合もあるため、定款変更を審議する理事会及び決議する総会開催前の早い段階から中央会の担当指導員にご相談ください。

定款変更は大別して、

- (1) 一般的事項の変更
- (2) 事業の変更(新規事業の追加、既存事業の削除・変更)
- (3) 出資1口の金額の減少にかかる変更

に分けられます。

【添付書類】

- ① 変更理由書
- ② 変更しようとする箇所を記載した書面
- ③ 定款の変更を議決した総会(総代会)の議事録(謄本可)
(事業の変更を行う場合)
- ④ 変更後の事業計画書又は収支予算(決議後)。協業組合の場合は変更後の協業計画書
(出資1口の金額の減少にかかる変更を行う場合)
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
- ⑧ 異議を述べた債権者があったときは、弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資1口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面。

【根拠法規】

組合法 第51条第2項

団体法 第5条の23第3項(協業組合) 第47条第2項(商工組合)

商店街振興組合法 第62条第2項

【提出期限】

総会決議後遅滞なく

【提出部数】

2部

【書類の提出】

定款変更認可申請書の提出にあたっては、中央会が所管行政庁へ進達いたしますので、本会までお持ちいただくか、ご連絡ください。